

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和 8年 5月29日

鹿角市長 笹本 真司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラック鹿角店  
鹿角市花輪字下夕町134番地1 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ツルハ  
代表取締役 八幡 政浩  
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

小売業者		住 所
氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 9年 1月29日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1, 111. 54平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
駐車場（添付図3）	41台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
駐輪場 (添付図3)	8台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	施設面積
荷さばき施設 (添付図3)	46.75㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	施設容量
廃棄物保管施設 (添付図3)	5.54m <sup>3</sup>

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時間	閉店時間	備考
株式会社ツルハ	午前7時	翌午前0時	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

位置	駐車可能時間帯
駐車場	午前6時30分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数	位置
駐車場	2箇所	添付図3

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 (添付図3)	午前6時～午後9時

7 届出年月日

令和 8年 5月28日

8 縦覧場所

鹿角市役所産業部商工振興課

9 縦覧期間

令和 8年 5月29日～令和 8年 9月28日

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く

10 意見書の提出先その他の問い合わせ先

鹿角市役所産業部商工振興課

電話 0186-30-0250

Eメール shoukou@city.kazuno.lg.jp